

記者発表				
月日(曜)	担当部課 (班名)	電話番号	発表者 (担当班長等)	その他 配布先
8/16(金)	まちづくり部 公営住宅管理課 (管理班)	078-230-8459 内線 4898	公営住宅管理課長 元佐 龍 (井上 雅之)	—

県営住宅における子育て向け支援について(8月募集分)

I 子育てしやすい県営住宅

1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

(1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

①新婚世帯(合計年齢80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦(婚約・内縁関係含む))

②子育て世帯(18歳未満の扶養親族がいる世帯)

(2) 8月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	奨学金 優先枠	内覧日時	
灘の浜高層	6-201	神戸市灘区摩耶海岸通		8/26 13:30~14:30	A
大開高層	1-306	神戸市兵庫区大開通		8/26 13:30~14:30	A
小束山高層	1-913	神戸市垂水区多聞町		8/26 13:30~14:30	A
伊川谷第2高層	3-903	神戸市西区伊川谷町		8/26 13:30~14:30	B
伊川谷第2高層	3-904	神戸市西区伊川谷町		8/26 13:30~14:30	B
西宮甲東園鉄筋	1-103	西宮市上甲東園		—	E
西宮浜高層	1-803	西宮市西宮浜		8/19 11:00~12:00	E
西宮浜高層	6-505	西宮市西宮浜	○	—	E
南芦屋浜高層	2-601	芦屋市陽光町		8/19 14:00~15:00	E
南芦屋浜高層	4-1105	芦屋市陽光町	○	—	E
川西東多田鉄筋	3-101	川西市多田桜木		8/26 11:00~12:00	F
三田武庫が丘鉄筋	1-103	三田市武庫が丘		—	F
三田武庫が丘鉄筋	2-103	三田市武庫が丘		—	F
三田武庫が丘鉄筋	6-108	三田市武庫が丘		—	F
猪名川白金鉄筋	3-106	猪名川町白金		8/26 14:00~15:00	F
明石東二見高層	1-207	明石市二見町東二見		8/26 13:30~14:30	C

※ 定期借家住宅として原則10年間に限り入居可能(世帯の状況により延長可)

※ 内覧日時の詳細は、下記2の各管理事務所(AからFまで)にお問い合わせください。

(3) 募集期間 令和6年8月23日(金)~8月29日(木)(郵送受付)

抽選日 令和6年9月11日(水)

2 お問い合わせ先

(1) TC神鋼不動産サービス（株）

- A：神戸管理事務所（神戸市、ただし西区を除く） 078-647-9201
 神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階
- B：西区・明舞管理事務所（神戸市西区、明舞地区） 078-915-1091
 明石市松が丘 2-3-27 松が丘ビル 1 階
- C：明石管理事務所（明石市、稲美町、播磨町） 078-913-7766
 明石市樽屋町 8-27 NTT 西日本明石ビル 1 階
- D：加古川管理事務所（加古川市、高砂市） 079-427-2025
 加古川市加古川町篠原町 9-1 OKビル 4 階

(2) (株)東急コミュニティー

- E：阪神南管理センター（尼崎市、西宮市、芦屋市） 0798-23-1090
 西宮市六湛寺町 14-5 ハイス西宮ビル 4 階
- F：阪神北管理センター（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 0797-83-6401
 宝塚市栄町 1 丁目 6-1 花のみち 1 番館 301 号室

II 入居しやすい県営住宅

1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

(1) 優先枠数（全体）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	4	12	1	55 (5)	72 (5)

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない 20 歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は 18 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯、「新婚・子育て」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻後 2 年以内の世帯又は 18 才未満の扶養親族がいる世帯

※ () 内の数字は、奨学金（日本学生支援機構奨学金）返済者優先枠数（内数）

(2) 優先枠数（管理事務所別）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	1	2	0	13	16
阪神南	0	1	0	11	12
西区・明舞	1	2	0	8	11
阪神北	1	2	0	7	10
明石	0	1	0	5	6
加古川	0	1	0	6	7
姫路	1	3	1	5	10
計	4	12	1	55	72

2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃 3 か月分を免除（免除申請書の提出が必要）